

平成 25 年 2 月 1 日公開の「関目用地確定及び不動産嘱託登記等業務委託」について、仕様書に誤りがありましたのでお知らせします。

仕様書の訂正箇所

	誤	正
第 12 条	浄水場等（取水場及び配水場を含む）構内における業務の実施に当たっては、共通仕様書（第 5 編 浄水場等構内工事）の規定を遵守しなければならない。	浄水場等（取水場及び配水場を含む）構内における業務の実施に当たっては、 事前に監督職員へ報告し指示を受けなければならない。